

平成31年度 地域型住宅グリーン化事業
実績記入のお願い



一般社団法人東海木造住宅協会
代表理事 鈴木 貴雄

拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

平成31年度『地域型住宅グリーン化事業』が開始されました。概要につきましては、以下をご確認頂きますようお願い致します。また、当協会としては、前年度と同じような内容で申請する予定で検討中です。

今年度は、1つの工務店が所属できるグループの数は1グループ限りになりますので予め御了承ください。

敬具

◆今年度の主な変更点

- (1) 施工事業者の所属グループ数について1つの施工事業者が所属できるグループの数は1グループに限ります。
- (2) 施工事業者の所在地範囲について 構成員の施工事業者が3つ以上の地方に跨るグループ（例えば、施工事業者が関東、東海 及び北信越に所在している）や隣接しない2地方に跨るグループ（例えば、施工事業者が東北 及び東海に所在している）は原則応募対象から外れます。
※ただし、積極的なグループ活動を実施していると認められる場合は、(2)に定める原則 を除外する場合があります。

(3-1) グループへの配分方式について（事前枠付与方式）

事前枠付与方式 【1期】	
期 間	7月上旬～10月末（採択は7月上旬）
配分額	採択時の配分額のうち、10月末までの交付申請されていない額は失効。 (ただし、年度内執行を希望する未経験工務店 (3戸以下) の配分額の1部は残置)

	長寿命型	高度省エネ型			優良建築物型
	長期優良住宅	認定低炭素住宅	性能向上計画認定住宅	ゼロエネ住宅	
補助金の上限	100万円/5戸 ※1	100万円/3戸 ※2	100万円/3戸 ※2	125万円/3戸 ※3	1㎡あたり1万

※1 H27～H30グリーン化事業の長寿命型の実績が4戸以上は100万円、4戸未満は110万円。

※2 " 高度省エネ型の実績が4戸以上は100万円、4戸未満は110万円。

※3 " ゼロエネ住宅の実績が4戸以上は125万円、4戸未満は140万円。

※4 三世代同居加算は上限30万円、地域材加算は上限20万円がそれぞれ加算されます。

※5 三世代同居加算の住宅を建てる場合、長寿命型について2戸相当の額を、高度省エネ型について1戸相当の額を上限額に乗せ

(3-2) グループへの配分方式について (先着順方式)

先着順方式 【Ⅱ期】	
期 間	1 1月上旬～2月上旬 (Ⅰ期中に事前付与枠を使い切った場合、Ⅰ期中に先着順方式へ移行可能)
配分額	10月末までの交付申請されずに失効となったグループ配分額の全てを先着方式へ移行 (ただし、年度内執行を希望する未経験工務店の配分額として残置された額を除く)

	長寿命型	高度省エネ型※1
配分枠	先着順	
地域材加算	上限 20万円	
	Ⅱ期の地域材加算は、長寿命型で施工事業者1社あたり1戸を上限とします。	
三世帯同居加算	上限 30万円	
	補助対象の住宅が三世帯同居対応住宅の要件を満たす場合は、予算の範囲内で補助金額を加算します	
優良建築物	1㎡あたり1万円 (上限1千万円)	

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロエネ住宅

(4) 省エネ改修型

	補助対象となる住宅の要件	補助金の額	交付申請
省エネ改修型	省エネ改修後の住宅が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づく建築物エネルギー消費性能基準に相当する性能 (BEI 1.1 相当) を有していること	住宅1戸当たり 定額 50万円※2	7月上旬～1月下旬までに提出 (事前付与方式)

※2 省エネ改修型の1事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

当協会グリーン化を利用予定の方は、3枚目の実績記入用紙をご記入いただき、**5月17日(金)**までにFAXにてご返信をお願い申し上げます。その後、押印して頂く書類を、弊社の担当営業を通じてお持ち致しますので、押印いただき、原本をご提出頂く流れとなります。早急にご協力頂きますようお願い申し上げます。

- ▷ 自社で設計事務所登録を行っている方 → 必ず自社の設計事務所の記入用紙も提出
▷ 長期優良住宅の意匠設計等を外注されている方 → 必ず外注先の設計事務所の記入用紙も提出

▼実績記入用紙の注意点▼

- ◆本事業では、施工業者の場合、支店や営業所単位での申請はできません。本社、支店、営業所等を含めて一つの住宅生産者と扱います。したがって、実績欄には支店、営業所を含む合計を記載して下さい。
- ◆自社で建設した木造以外の構造の住宅も「元請の新築住宅供給戸数」には含みます。
- ◆「元請の新築住宅供給戸数」には、賃貸住宅・共同住宅等も全て含まれます。ただし、床面積が小さい場合には、戸数カウントを低減することができます (55㎡以下の場合には1/2戸、40㎡以下の場合には1/3戸とカウントします)
- ◆「元請の新築住宅供給戸数」には、平成28年、平成29年、平成30年に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。
- ◆実績の内容は証拠書類を求める場合がございますので、必ず裏付けのある実績を記載してください。

ご不明な点等ございましたら、事務局の袴谷 (はかまや) もしくは担当営業までお問い合わせください。

一般社団法人東海木造住宅協会
 ■事務局 〒500-8447 岐阜市大倉長 12 TEL 058-271-3003 FAX 058-271-5630

